

桐生市水道事業

公営企業会計システム更新業務

公募型プロポーザル 実施要領書

令和4年3月

桐生市水道局総務課

1 目的

桐生市水道事業で現在稼働している「公営企業会計システム」は導入してから約6年が経過し、ハードウェアの更新時期を迎え、それに伴いソフトウェアの更新も必要な状況である。新たなシステムを公募型プロポーザルにより選定・導入し、桐生市水道事業の経理処理の円滑化と固定資産・起債データ等の確実な管理及び有効活用を図ることで、会計事務の効率化に資することを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 業務名 桐生市水道事業公営企業会計システム更新業務

(2) 業務内容

① 公営企業会計システム導入業務委託

別紙「公営企業会計システム導入業務仕様書」のとおり

② 公営企業会計システム運用保守業務委託

別紙「公営企業会計システム運用保守業務仕様書」のとおり

※ 上記の2つの業務について、契約手続きが発生します。

(3) 履行期間

① 公営企業会計システム導入業務委託

契約締結日から令和4年9月30日まで

② 公営企業会計システム運用保守業務委託

令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間

(4) 発注者 桐生市水道事業 桐生市長 荒木 恵司

(5) 事務局 桐生市水道局総務課

3 参加者募集

桐生市ホームページにおいて公表する。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者の場合でも実施する。

5 提案上限額

(1) 公営企業会計システム導入業務委託

5,500,000円（消費税及び地方消費税を除く）

(2) 公営企業会計システム運用保守業務委託

12,570,000円（月額209,500円×60月）（消費税及び地方消費税を除く）

なお、プロポーザル参加において、見積上限額を超える提案を行った場合は、参加申込みを無効とする。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 企業に関する事項

- ① 桐生市の令和2・3年度 入札参加資格者名簿の調達区分：物品役務、大分類：情報処理、小分類：システム開発・保守で、登録されている者であること。
- ② 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市の入札参加制限を受けておらず、かつ参加申込の時点で桐生市請負業者等指名停止措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥ 「桐生市暴力団排除条例（平成24年3月26日桐生市条例第13号）第2条第1号から第3号」に定める暴力団員等でなく、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 参加申込より過去1年以内に桐生市または他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。

(2) 資格・実績に関する事項

- ① ISO27001又はJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けている者であること。
- ② ISMSまたはJISQ15001（プライバシーマーク）の付与を受けている者であること。
- ③ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）におけるLGWAN-ASPのアプリケーション及びコンテンツサービス事業者として参加申込の時点で登録されていること。
- ④ 自社で開発したシステムであり、保守及び運用業務をクラウド上で行うことができること。
- ⑤ 業務実績

平成28年4月1日以降において元請けによる上水道事業への公営企業会計システム導入業務を完了した実績を有する法人であること。

⑥ 配置予定技術者

本業務においては、本業務に係る専門知識及び経験を有する管理技術者、担当技術者及び照査技術者を各1名以上配置することとし、配置予定技術者の要件は次のとおりとする。

(ア) 本業務を管理統括する管理技術者は、本業務の特質を考慮し、公営企業会計及び上水道事業について専門的な知識を有する技術者で、公営企業会計システム構築に係る実務経

験を有するものであること。

(イ) 各技術者には、同じ者を重複して配置してはならない。

(ウ) 配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の了解を得なければならない。

7 プロポーザル実施スケジュール

日程	実施内容
令和4年3月25日(金)	公募公告
令和4年3月25日(金)～ 令和4年4月1日(金)	質問書受付
令和4年4月7日(木)	質問への回答
令和4年4月1日(金)～ 令和4年4月15日(金)	参加表明届関係書類受付
令和4年4月1日(金)～ 令和4年4月22日(金)	企画提案書等受付
令和4年4月下旬	一次審査(書類審査)
令和4年5月9日(月)	一次審査結果通知
令和4年5月17日(火)	二次審査(プレゼンテーション審査)
令和4年5月25日(水)	優先契約交渉事業者 結果通知発送
令和4年6月上旬	契約締結

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルにおける質問は、参加表明届及び企画提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出書類 質問書(様式第5号)

(2) 提出方法 電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「実施要領書に関する質問」とし、質問者は、発注者に電話による受信確認を行わなければならない。なお、電話、FAX及び訪問による質問は一切受け付けない。

(3) 提出先 桐生市水道局総務課経理係(suido@city.kiryu.lg.jp)

(4) 提出期間 令和4年4月1日(金)午後5時まで

(5) 質問に関する回答

質問があった場合は、桐生市ホームページ上に掲載することにより回答する。また、回答の公表にあたっては、質問者を匿名化する。

回答日：令和4年4月7日(木)

9 参加申請方法

(1) 参加表明届関係書類

本プロポーザルへの参加については、次により参加を表明すること。

① 提出書類一式

(ア) 参加表明届兼誓約書(様式第1号)：1部

(イ) 公営企業会計システム機能要件一覧表(様式第4号)：1部

機能要件一覧表については、電子データをメールにて送付すること。

(ウ) 会社概要・実績・責任者及び担当者名簿(様式第6号)：1部

② 提出方法 持参または郵送。郵送の場合は、簡易書留にて提出のこと。

③ 提出場所 桐生市水道局総務課経理係

④ 提出期間

令和4年4月1日(金)から令和4年4月15日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、休日を除く。郵送の場合は締切日必着のこと。

(2) 企画提案書

本プロポーザルへの参加表明届兼誓約書の提出者は、次に定める企画提案書等一式を提出すること。ただし、参加資格を有しない旨の通知を受けた者は提出不要とする。

① 提出書類一式

(ア) 企画提案書：10部

企画提案書は、(様式第4号)機能要件一覧表の内容を満たすものとし、要件を満たさない内容又はより良い提案がある場合は、その差異を明記すること。

(イ) 見積書(様式第3号)

・公営企業会計システム導入業務委託 1部

・公営企業会計システム運用保守業務委託 1部

※見積書とは別に、別途内訳書を用意すること。なお、書式は以下のとおり。

導入業務=任意の内訳書

運用保守業務=所定様式「見積書のうちランニングコストの内訳」

(ウ) (ア) および(イ)の電子データ(CD-R等に記録して提出)：1枚

② 提出方法 持参または郵送。郵送の場合は、簡易書留にて提出のこと。

③ 提出場所 桐生市水道局総務課経理係

④ 提出期間

令和4年4月1日(金)から令和4年4月22日(金)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、休日を除く。郵送の場合は締切日必着のこと。

10 選考方法及び結果通知

桐生市水道事業公営企業会計システム更新業務公募型プロポーザル審査要領書による。

11 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日午後5時までに水道局総務課へ参加辞退届出書（様式第2号）を持参し提出すること。期限以降の辞退は原則認めない。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

12 契約の締結

優先契約交渉事業者の決定後、本市との随意契約に係る協議を行い次第、速やかに締結を行うものとする。なお、その際に優先契約交渉事業者は、見積書を改めて提出するものとする。

13 留意事項

(1) 失格事項

- ① 6に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ② 提出方法及び提出期限に適合しない場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製する場合がある。

(3) 費用の負担

本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。

(4) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本市が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は延期又は中止することがある。

(5) 参加者は、桐生市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用することはできない。

(6) その他

本要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

14 問い合わせ先

桐生市水道局総務課 担当：経理係

所在地 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

電話（代表）0277-46-1111 （内線）324

電子メール：suido@city.kiryu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/nyusatsu/koubo/index.html>